1 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに生じた費用分

1 分和4	1年	4月1日から令和5	年5月7日ま	でに生じた費用分					
1 区分				(1) 緊急時介護人材確保·職場環境復旧等支援			D. 21 45.	1733 BV 44 - A-4-1	
2 補助事業者(注1)				(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)(17を除く)		(イ) 新型コロナウイルス感染症の 流行に伴い居宅でサービスを提 供する通所系サービス事業所		(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等 (以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや	
				① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等 (職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)		(東了の週所来サービス争楽所 2(1) ①及び窓以外の適所系 サービス事業所(小規模)後機能 型居を介護事業所(小規模)を構能 規模(多機能)を行きます。 がサービスに限う)を係いて あって、当該率業所の機関により、 別居をで生活している利用器を では、「本別報節からした。 では、「本別報節からした。」 では、「本別報節からした。」 では、「本別報節からした。」 では、「本別報節が、「本別報節を となり、「本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報節を ・本別報題を ・本別報節を ・本別報題を ・本別報を ・本別報題を ・本別報題を ・本別報題を ・本別報を ・本別報題を ・本別報を ・本別報を ・本別報を ・本別報を ・本別報を ・本別報を		当該事業所・施設等に応接職員の設造を行う事業 所・施設等 ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービ ス事業所・施設等。職員に複数の濃厚接触者が発生 し、職員が不足した場合を含む ② 県又は保健所を設置する市から休業要請を受け た適所系サービス事業所、知期人所系サービスを募 所(19及(70の)通・サービス、2位荷沿サービス、26 の短期利用認知症が応望太中生活介護を含む) ③ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的 に体業した介護サービス事業所(注3)	
				② 濃厚核触者に対応した訪問系サービス事業所(19及び20の訪問サービスを含む)、短期入所系サービス事業所(19及び20の宿泊サービスを含む)、介護施設等 ③ 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所(19及び2000週)・サービス又は宿泊サービスとの短期利用認知症状が歴史信任活力機を含む。					
3 補助上限額(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)			(1定員当たり)	各サービス共通				各サービス共通	
	1	通常規模型		537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所
通所系	2	通所介護事業所	大規模型(I)	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所
	3		大規模型(Ⅱ)	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所
		地域密着型通所介護事業所(療養通	所介護事業所を含む)	231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所
	6 7 8		通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所
		通所リハビリテーション事業所	大規模型(I)	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所
			大規模型(Ⅱ)	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所	「療養介護事業所	27	/定員	-		13	/定員
訪問系	-	訪問介護事業所		320	/事業所	-		160	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		339	/事業所	-		169	/事業所
	12	訪問看護事業所		311	/事業所	-		156	/事業所
	\vdash	訪問リハビリテーション事業所		137	/事業所	-		68	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所	-		254	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所		204	/事業所	-		102	/事業所
多機能型	16	福祉用具貸与事業所		148	/事業所	-		74	/事業所
	10	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所	_		282 16	/事業所
	19 小規模多機能型居宅介護事業所			475	/事業所	_		237	/事業所
	20 看護小規模多機能型居宅介護事業所		折	638	/事業所	_		319	/事業所
	21 介護老人福祉施設		-	38	/定員	_		19	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員	-		20	/定員
	23	介護老人保健施設		38	/定員	-		19	/定員
	24	24 介護医療院		48	/定員	-		24	/定員
居住系	25	介護療養型医療施設		43	/定員	-		21	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員	-		18	/定員
	27 美護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービ ス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		上)	37	/定員	-		19	/定員
4 補助対象	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、イ え付き高齢者向け住宅(定員29人以	有料老人ホーム、サービ 下)	35 (1) 下記に該当する事業所・施設等	/定員	-	weeks allowed a 188	18 (3) 2(3)①~③に該当する事業所・施説	/定員
				① 2(1)①~電波指生な事業所・施設等の場合 「無急時の水原外は確保に係る費用)。 「無急時の水原外は確保に係る費用)。 第一個人の水原用、は対したのでは、 のの水原用、は対したのでは、 のの水原用、は対したのでは、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用、 のの水原用 。 のの水原用 。 のの水原用 。 のの水原用 。 のの水原用 。 のの水原用 。 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、		【緊急時の介護人材確保に係る費 用] ① 通所系サービスの代替サービス 提供に伴う流見材の確保 緊急運用にかかる費用、割増 優保院の加入費用 振場環境の目、環境整備に係る 費用 ② 通所系サービスの代替サービス 提供のための費用 代替場所の経保(使用料)、へ ルバー間行指導への割金、代替場所を保 場所で利用を一のが東く、訪問 サービス提供に必要な単や自転 事のジース費用、通所できない利 用者の左右確認等のためのタブ レットのジース費用、通信できない利 用者の左右確認等のためのタブ シットのジース費用、通信で 参えは、①及び空については、代替 サービス推修期間の分に限る		「連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用」 の 感染者が変生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 ② 感染者が変生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかが心費用、剥削資金・ 手当、職業部分料・指書賠償保険の加入費用、赖負 派遣に係る旅費・宿泊費	
5 補助率				10/10					

- (注1) ・ 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
 - ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1~28)により補助する。
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジ人へ)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジ人へ)は居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1~28)により補助する。
 - 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金の申請時点で判断すること。
- (注2) 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24 日厚生労働省を健局総務課認知症施策推進鉱、振興票、老人保健環連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。
- (注3) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が(注2)の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。
- (注4) 1事業所・施設等につき、2(ア)、(イ)、(ウ)それぞれを補助上限額まで補助することができる。
- (注5) 事業所・施設等ごとに、補助上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (注6) 2(ア)及び(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により補助上限額を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、補助額を上乗せすることができる。
- (注7) 全和4年4月1日から全和5年5月7日主でに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかか均型し費用については、「全和5年度新型コロナウイルス感染症滅行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制強後事業の実施について」、(全和5年3月28日付け 差第0328第3号度年労働名差韓局長通知)に基づき補助を行う。